

○飯塚市特定創業支援事業による支援を受けたことの証明に係る事務  
処理要綱

平成26年12月4日  
飯塚市告示第430号  
改正 H31-77

(目的)

第1条 この告示は、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第26項に規定する特定創業支援事業(以下「特定創業支援事業」という。)による支援を受けたことを証明するために必要な手続を定めることを目的とする。

(H31-77一改)

(証明書の交付対象者)

第2条 証明書の交付対象者は、特定創業支援事業による支援を受けた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業を営んでいない個人
- (2) 事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

(H31-77一改)

(申請手続)

第3条 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定創業支援事業受講修了証
- (2) 特定創業支援事業に係る個人情報の提供に関する同意書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(証明手続)

第4条 市長は、前条の申請を受け、適当と認めたときは、証明書を交付するものとする。

2 市長は、前項の証明書の交付を行う際には、当該特定創業支援事業を実施したものに対し、申請者の習熟度を証明する資料の提出を求めるものとする。

3 市長は、複数の支援措置を受ける等の正当な理由があると認められる場合には、申請者に対し、複数の証明書を交付(再発行を含む。)することができる。

4 市長は、証明書を交付したときは証明書交付台帳を整備し、保管するものとする。

(証明の有効期限)

第5条 証明の発行にあたっては、次の各号のうち、先に到来する日を証明の有効期限とする。

- (1) 飯塚市創業支援等事業計画が終了する日
- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第80条第2項に定める適用期限の日
- (3) 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過する日の前日  
(H31-77追加)

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、特定創業支援事業による支援を受けたことの証明に係る申請書等の様式その他必要な事項については、別に定める。

(H31-77繰下)

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則(平成31年2月15日 告示第77号)

この告示は、告示の日から施行する。